

閉囲区域への立入り等のための可搬式ガス検知器に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編
高速船規則検査要領

改正事項

閉囲区域への立入り等のための可搬式ガス検知器に関する事項

改正理由

近年、船員の貨物倉、機関室等の閉囲区域への立入りの際において、酸欠等による重大な人身事故が数多く報告されている。これらの事故は、船員による危険性の把握が不十分であったことに起因していることから、IMO において、船員の安全確保を目的とした検討が行われていた。

その結果、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC 94) において、当該区域に立入る前に内部の雰囲気を測定するための可搬式ガス検知器を船上に備えることを要求する SOLAS 条約第 XI-1 章第 7 規則が決議 MSC.380(94)として採択された。

また、日本籍船舶においては、可搬式ガス検知器が国土交通省の船舶安全法に基づき型式承認の対象となることから、閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器及びその他のガス検知器が承認の対象であることが明確となるよう関連規定の見直しを行った。

今般、決議 MSC.380(94)及び国土交通省の法令に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 閉囲区域への立入りの前に当該区域内部の雰囲気を測定するための可搬式ガス検知器を船上に備える旨規定した。
- (2) 日本籍船舶に搭載される可搬式ガス検知器は、承認品を用いる必要がある旨規定した。
- (3) 登録検査及び定期的検査において、可搬式ガス検知器の船上への搭載を確認する旨規定した。